



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

- | | | |
|----|---|-------------------|
| 46 | 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請 | (環境管理課)..... 2 |
| 47 | 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可申請 | (")..... 3 |
| 48 | 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 | (長寿社会課)..... 4 |
| 49 | 〃 | (")..... 5 |
| 50 | 〃 | (")..... 5 |
| 51 | 指定自立支援医療機関の変更 | (障害福祉課)..... 5 |
| 52 | 特定農業用ため池の指定の解除 | (農業農村整備課)..... 6 |
| 53 | 保安林の指定施業要件変更予定 | (森林整備課)..... 6 |
| 54 | 保安林の指定施業要件の変更 | (")..... 6 |
| 55 | 地籍調査の成果の認証 | (用地対策課)..... 7 |
| 56 | 〃 | (")..... 7 |
| 57 | 〃 | (")..... 7 |
| 58 | 〃 | (")..... 8 |
| 59 | 〃 | (")..... 8 |
| 60 | 〃 | (")..... 8 |
| 61 | 〃 | (")..... 9 |
| 62 | 〃 | (")..... 9 |
| 63 | 〃 | (")..... 9 |
| 64 | 〃 | (")..... 10 |
| 65 | 〃 | (")..... 10 |
| 66 | 〃 | (")..... 11 |
| 67 | 道路の供用開始 | (道路保全課)..... 11 |
| 68 | 道路の区域変更 | (")..... 11 |
| 69 | 〃 | (")..... 12 |
| 70 | 道路の供用開始 | (")..... 12 |
| 71 | 道路の区域変更 | (")..... 12 |
| 72 | 道路の供用開始 | (")..... 13 |
| 73 | 道路の区域変更 | (")..... 13 |
| 74 | 道路の供用開始 | (")..... 13 |
| 75 | 道路の区域変更 | (")..... 14 |
| 76 | 公有水面埋立ての免許の出願 | (港湾空港振興課)..... 14 |

○ 監査公表

- | | |
|---------|----------|
| 監査公表第1号 | 17 |
|---------|----------|

告 示

和歌山県告示第46号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1293-1
氏名又は名称 シキボウリネン株式会社 代表取締役 南方理宏
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県岩出市荊本24-1
名称 シキボウリネン株式会社岩出第一事業所
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
別表2のとおり
- (5) 排出水の汚染状態及び量
別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
令和5年1月17日から同年2月7日まで
- (2) 場所
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第67号 NCP50-12	1	1,500kg/時	許可後	8時間	通常	240	8	25	36	14	10	3	20
					最大	320	9-10	50	50	20	20	6	30
第67号 IWE-50DX	1	50kg/回	許可後	8時間	通常	16.8	8	25	36	14	10	3	10
					最大	21	9-10	50	50	20	20	6	30
第67号 NA-W50B1	1	5kg/回	許可後	8時間	通常	0.1	8	25	36	14	10	3	20
					最大	0.2	9-10	50	50	20	20	6	30

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法(m)	能力(m ³ /日)	汚水等の処理方式	使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)	
菱冷環境エンジニアリング株式会社設計排水処理施設	水槽全地下式RC(鉄筋コンクリート)製	W4.6 × L20.7 × H2.7	390	接触酸化(担体流動)方式	許可後	通常	処理前	284.1	9.4	50	50	32	10	3	20	無数
						通常	処理後	284.1	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
						最大	処理前	378.6	10.0	60	60	32	20	6	30	無数
						最大	処理後	378.6	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3,000

別表3

排水口名	排水水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量(m ³ /日)	pH	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	SS(mg/L)	T-N(mg/L)	T-P(mg/L)	n-Hex(mg/L)	大腸菌群数(個/cm ³)
排水口 No. 1	通常	287.5	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
	最大	382	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3,000
排水口 No. 2, 3	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第47号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定による特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を、次のとおり縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 申請の概要

- (1) 申請者の住所、氏名又は名称及び代表者の氏名
住所 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1293-1
氏名又は名称 シキボウリネン株式会社 代表取締役 南方理宏
- (2) 工場又は事業場の所在地及び名称
所在地 和歌山県岩出市荊本24-1
名称 シキボウリネン株式会社岩出第一事業所
- (3) 特定施設に関する事項
別表1のとおり
- (4) 汚水等の処理施設に関する事項

別表2のとおり

(5) 排出水の汚染状態及び量

別表3のとおり

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和5年1月17日から同年2月7日まで

(2) 場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課及び岩出市生活福祉部生活環境課

別表1

種類	基数	能力	使用開始予定年月日	1日当たりの使用時間	特定施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態								
					区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)
第67号 IWE-50	1	50kg/回	許可後	8時間	通常	16.8	8	25	36	14	10	3	20
					最大	21	9-10	50	50	20	20	6	30

別表2

種類及び形式	構造	主要寸法 (m)	能力 (m ³ /日)	汚水等の処理方式	使用開始予定年月日	汚水等の処理施設の使用時における汚水等の量及び汚染状態										
						区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)	
菱冷環境エンジニアリングRC(鉄筋コンクリート)製排水処理施設	水槽全地下式	W4.6 × L20.7 × H2.7	390	接触酸化(担体流動)方式	許可後	通常	処理前	284.1	9.4	50	50	32	10	3	20	無数
							処理後	284.1	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
						最大	処理前	378.6	10.0	60	60	32	20	6	30	無数
							処理後	378.6	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3,000

別表3

排水口名	排出水の量及び汚染状態									
	区分	汚水等の量 (m ³ /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	T-N (mg/L)	T-P (mg/L)	n-Hex (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm ³)
排水口 No. 1	通常	287.5	6.5-8.5	25	36	14	10	3	20	0
	最大	382	6.5-8.5	50	50	20	20	6	30	3,000
排水口 No. 2, 3	通常	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-
	最大	雨水	-	-	-	-	-	-	-	-

和歌山県告示第48号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001477	株式会社Sunny	ケアセンターサニー	和歌山県橋本市高野口町伏原243-1	訪問介護	令和5.1.1	令和10.12.31

和歌山県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071401438	株式会社ハピリスケア	リハプライド海南	和歌山県海南市名高506-4	通所介護	令和5.1.1	令和10.12.31

和歌山県告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072401429	株式会社陽楽	陽楽介護	和歌山県西牟婁郡すさみ町江住1330番地	訪問介護	令和5.1.1	令和10.12.31
3072401437	株式会社吉本	デイサービスセンター内の川	和歌山県西牟婁郡白浜町保呂252	通所介護	令和5.1.1	令和10.12.31
3072301025	有限会社ひだまり	ひだまりいのさわ	和歌山県新宮市井の沢9-10	通所介護	令和5.1.16	令和11.1.15
3072501103	株式会社Lino	デイサービスLino	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町二河15	通所介護	令和5.1.16	令和11.1.15
3072501111	株式会社Lino	訪問介護Lino	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町二河15	訪問介護	令和5.1.16	令和11.1.15

和歌山県告示第51号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
ともに薬局	和歌山市小松原通4-30 小松原丸岩ビル1階102	医療機関の名称	ピーチ調剤薬局	ともに薬局	令和4.11.1

和歌山県告示第52号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

名称	所在地	解除年月日
日茂池	有田郡有田川町大字長谷川字明伝1322	令和5年1月17日

和歌山県告示第53号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡北山村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに北山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第54号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第55号

和歌山県有田郡有田川町大字北野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字北野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字北野川の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第56号

和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡有田川町
- 2 調査を行った時期
平成31年4月1日から令和4年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡有田川町大字吉原の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第57号

和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和2年4月1日から令和4年3月11日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字上洞の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日
-

和歌山県告示第58号

和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月18日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字南谷の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日
-

和歌山県告示第59号

和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡印南町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月8日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡印南町大字印南の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日
-

和歌山県告示第60号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町

- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第61号

和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町西本庄の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第62号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第63号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第64号

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第65号

和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町
- 2 調査を行った時期
令和2年5月26日から令和4年3月28日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡上富田町岡の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第66号

和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したもので同条第4項の規定により公告する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月1日から令和3年12月3日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡古座川町池野山の一部地区
- 5 認証年月日
令和5年1月4日

和歌山県告示第67号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 一般国道
 路線名 480号
 供用開始の区間 伊都郡高野町大字高野山字弁天山下7番4地内
 供用開始の期日 令和5年1月17日

和歌山県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市奥須佐字西ノ谷126番1地先から同市奥須佐字西ノ谷113番1地先まで	旧	4.53 } 5.48	161.27	

同上	新	4.53 } 9.70	161.27	
----	---	-------------------	--------	--

和歌山県告示第69号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
和歌山市秋葉町25番1地先から同市秋葉町133番3地先まで	旧	7.72 } 7.92	111.10	
同上	新	27.00 } 27.00	111.10	

和歌山県告示第70号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 道路の種類 県道
- 路線名 和歌山橋本線
- 供用開始の区間 和歌山市秋葉町25番1地先から同市秋葉町133番3地先まで
- 供用開始の期日 令和5年1月17日

和歌山県告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 和歌山橋本線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
紀の川市貴志川町長原字町通101番3地先から同市貴志川町長原字城山493番1地先まで	旧	10.00 } 12.97	669.21	
同上	新	10.97 } 14.21	669.21	

和歌山県告示第72号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 和歌山橋本線

供用開始の区間 紀の川市貴志川町長原字町通101番3地先から同市貴志川町長原字城山493番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月17日

和歌山県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番579地先から同町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番589地先まで	旧	6.10 } 10.10	369.00	
同上	新	6.10 } 10.10	369.00	
同上	新	8.40 } 40.00	345.20	

和歌山県告示第74号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、

告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市秋津町字田尻1467番1地先から同市秋津町字田尻1492番1地先まで

供用開始の期日 令和5年1月17日

和歌山県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和5年1月17日

和歌山県知事 岸 本 周 平

1 道路の種類 県道

2 路線名 玄子小松原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
御坊市藤田町吉田字笠屋1396番地先から同市藤田町吉田字狐塚1368番1地先まで	旧	6.80 } 12.70	219.50	
同上	新	11.40 } 15.70	220.00	

和歌山県告示第76号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示し、その関係図書を和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課、日高振興局建設部及び由良町役場に備え置いて、告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、この埋立てに関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、由良港港湾管理者和歌山県代表者と和歌山県知事に意見書を提出することができる。

令和5年1月17日

由良港港湾管理者和歌山県

代表者 和歌山県知事 岸 本 周 平

1 埋立免許出願人

- (1) 所在地 和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地
- (2) 名称 和歌山県
- (3) 代表者住所 和歌山県和歌山市東高松四丁目6番7号
- (4) 代表者氏名 和歌山県知事 岸本周平

2 埋立区域

- (1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字柳原252番64、314番及び同町大字吹井字永井無番地(道)の各土地の地先公有水面

(2) 区域

(第1工区)

次の各地点のうち、1の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

1の地点 基点から121度54分31秒 554.60mの地点

2の地点 1の地点から9度2分23秒 2.80mの地点

3の地点 2の地点から7度37分29秒 5.16mの地点

4の地点 3の地点から5度51分37秒 4.71mの地点

5の地点 4の地点から4度10分19秒 4.71mの地点

6の地点 5の地点から2度28分29秒 4.86mの地点

7の地点 6の地点から0度45分17秒 4.86mの地点

8の地点 7の地点から358度44分25秒 6.38mの地点

9の地点 8の地点から356度27分58秒 6.38mの地点

10の地点 9の地点から354度11分31秒 6.38mの地点

11の地点 10の地点から352度33分13秒 2.70mの地点

12の地点 11の地点から352度5分44秒 9.18mの地点

13の地点 12の地点から352度5分22秒 1.00mの地点

(第2工区)

次の各地点のうち、14の地点から18の地点までを順次に直線で結んだ線及び18の地点と14の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

14の地点 基点から115度17分9秒 517.89mの地点

15の地点 14の地点から352度5分50秒 8.92mの地点

16の地点 15の地点から262度5分47秒 0.45mの地点

17の地点 16の地点から352度5分50秒 0.35mの地点

18の地点 17の地点から53度10分32秒 4.15mの地点

(第3工区)

次の各地点のうち、19の地点から23の地点までを順次に直線で結んだ線及び23の地点と19の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点(国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

19の地点 基点から113度10分0秒 496.38mの地点

20の地点 19の地点から129度55分36秒 6.35mの地点

21の地点 20の地点から156度23分57秒 3.64mの地点

22の地点 21の地点から179度40分13秒 2.32mの地点

23の地点 22の地点から269度40分13秒 0.59mの地点

(第4工区)

次の各地点のうち、24の地点から28の地点までを順次に直線で結んだ線及び28の地点と24の地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

24の地点 基点から113度52分21秒 509.27mの地点

25の地点 24の地点から359度40分13秒 1.61mの地点

26の地点 25の地点から359度40分13秒 2.44mの地点

27の地点 26の地点から336度23分57秒 4.97mの地点

28の地点 27の地点から309度55分36秒 4.85mの地点

(3) 面積

257.04m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

和歌山県日高郡由良町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字濱田317番、同町大字吹井字柳原252番54、252番64、252番73から252番76まで、314番、同町大字吹井字永井958番4、958番5、961番18及び無番地(道)地内並びに同町大字吹井字辨天新地968番1から968番3まで、同町大字吹井字濱田317番、同町大字吹井字柳原252番64、314番、同町大字吹井字永井959番2から959番4まで及び無番地(道)の各土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点のうち、アの地点からモの地点までを順次に直線で結んだ線及びアの地点とアの地点とを結ぶ線により囲まれた区域

基点 (国土地理院「尾林」四等三角点)

北緯 33度58分10.6867秒

東経 135度5分51.4530秒

アの地点 基点から126度35分35秒 542.94mの地点

イの地点 アの地点から305度36分2秒 9.97mの地点

ウの地点 イの地点から334度16分16秒 12.33mの地点

エの地点 ウの地点から58度27分3秒 47.68mの地点

オの地点 エの地点から5度5分3秒 1.56mの地点

カの地点 オの地点から359度10分36秒 14.05mの地点

キの地点 カの地点から359度27分33秒 18.01mの地点

クの地点 キの地点から359度59分20秒 11.42mの地点

ケの地点 クの地点から359度4分38秒 8.48mの地点

コの地点 ケの地点から359度44分24秒 8.10mの地点

サの地点 コの地点から270度0分0秒 10.43mの地点

シの地点 サの地点から359度20分22秒 10.77mの地点

スの地点 シの地点から328度1分6秒 6.54mの地点

セの地点 スの地点から253度18分40秒 14.78mの地点

ソの地点 セの地点から342度48分50秒 13.01mの地点

タの地点 ソの地点から73度17分10秒 13.22mの地点

チの地点 タの地点から72度51分21秒 23.48mの地点

ツの地点 チの地点から73度31分12秒 8.33mの地点

- テの地点 ツの地点から172度5分58秒 23.74mの地点
- トの地点 テの地点から82度7分33秒 0.60mの地点
- ナの地点 トの地点から172度5分41秒 33.50mの地点
- ニの地点 ナの地点から177度58分50秒 0.98mの地点
- ヌの地点 ニの地点から171度44分9秒 2.72mの地点
- ネの地点 ヌの地点から167度54分21秒 2.88mの地点
- ノの地点 ネの地点から173度53分40秒 5.13mの地点
- ハの地点 ノの地点から175度36分56秒 5.13mの地点
- ヒの地点 ハの地点から177度20分12秒 5.13mの地点
- フの地点 ヒの地点から179度27分12秒 18.51mの地点
- ヘの地点 フの地点から183度28分21秒 3.10mの地点
- ホの地点 ヘの地点から196度10分48秒 2.09mの地点
- マの地点 ホの地点から200度34分45秒 2.09mの地点
- ミの地点 マの地点から188度27分38秒 10.24mの地点
- ムの地点 ミの地点から214度56分48秒 14.90mの地点
- メの地点 ムの地点から254度57分35秒 10.66mの地点
- モの地点 メの地点から200度46分4秒 4.45mの地点

(3) 面積

3,838.72㎡

4 埋立地の用途

道路用地

5 公有水面埋立免許願書の出願年月日

令和4年10月3日

監 査 公 表

和歌山県監査公表第1号

令和4年9月6日付け監査報告第8号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月17日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 谷 洋 一
 和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県立こころの医療センター事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 修繕費の支出において、請求書原本ではなくその写しを添付して支払を行い、また、当該請求書原本の所在が不明となっている事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 支出事務における添付書類の確認及び審査の徹底を関係職員に周知するとともに、所要の研修を行った。

2 和歌山県工業用水道事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項 電気設備精密点検業務委託の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>
--	---

3 和歌山県土地造成事業会計

監査実施年月日 令和4年7月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 ETCカード使用承認・使用管理簿において、旅行命令権者の承認、担当者の貸出確認、担当者の返却確認及び管理者の確認がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 ETCカードに係る管理の徹底等について（平成21年7月7日付け出第129号）等に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>